

令和元年 第5回

木古内町議会臨時会会議録

令和元年 10月21日 開会

令和元年 10年21日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和元年10月21日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	3
日程第 4 議案第2号 動産（物品）の取得について	9
閉会の宣告	10
会議録署名議員の署名	11

## 令和元年10月21日（月）第1号

- 開会日時 令和元年10月21日（月曜日）午前10時10分
  - 閉会日時 令和元年10月21日（月曜日）午前10時45分
- 

### ・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	鈴木慎也	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

---

### ・欠席議員（なし）

---

### ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	若山忍
会計管理者	加藤隆一
町民課長	吉田廣之
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
代表監査委員	柿崎重朋

---

### ・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和元年 第5回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 令和元年10月21日（月）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第8号）
4	議案 第2号	動産（物品）の取得について

令和元年第5回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	元. 10. 21	原案可決
議案第2号	動産（物品）の取得について	元. 10. 21	原案可決

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年第5回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

2番 手塚昌宏君、3番 鈴木慎也君。以上、2名を指名いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

## 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第8号)

○議長(又地信也君) 日程第3 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、428万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億3,316万5,000円とするものです。

補正の主な内容は、3款 民生費で、引取者のない死亡人の葬祭費用及び10款 教育費で、各部活動・大会参加報償費に係る追加補正です。

それでは、歳出から説明いたします。

7ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、13節 委託料 19万円の追加は、墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項による「引取者のない死亡人」の葬祭委託料で、祭壇装飾や火葬料金等1体分の費用です。

資料番号1 議案資料の1ページをお開き願います。

こちらに、墓地、埋葬等に関する法律第9条の内容と北海道から交付される取扱費用等の内訳を記載しておりますのでご参照願います。

議案、8ページをお願いします。

10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 202万9,000円の追加は、木古内小学校吹奏楽部が第25回日本管楽合奏コンテスト予選審査会において、全国大会出場団体として選出されたため、11月3日に東京都で開催される全国大会に参加するための追加補正です。

資料番号1の2ページに、参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、3ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

なお、大変申し訳ございませんが、資料のほうに誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

2ページの表の上の段なんです、「教員2名」と書いているところ、3名の誤りです。合計は27名、26名が27名の誤りですので、ご訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。

次に、9ページをお開き願います。

3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 182万1,000円の追加は、木古内中学校吹奏楽部が、木古内小学校と同じく第25回日本管楽合奏コンテスト予選審査会において、全国大会出場団体として選出されたため、11月2日に東京都で開催される全国大会に参加するための追加補正です。

資料の4ページに、参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、5ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、10ページをお開き願います。

5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、8節 報償費 24万3,000円の追加は、木古内バレーボール少年団が、9月7日に開催された、第39回道新カップ北海道小学生バレーボール大会道南大会函館地区予選において、知内町のバレーボール少年団との合同チームで参加し、混合の部で準優勝し、地区代表となったため、11月2日から苫小牧市で開催される第39回道新カップ北海道小学生バレーボール大会道南大会に出場するための追加補正です。

資料の6ページに、参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、7ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、歳入を説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 410万1,000円は、このたびの補正を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 18万2,000円は、引取者のいない死亡人に係る葬祭費においては、行旅死亡人取扱費用と同様に、生活保護葬祭費の上限額18万2,000円が北海道から交付されることとなるため、雑入で受け入れるものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回の補正については、特に異論はないんですが、資料の作りとかそのことについて。以前は、遠征費に関わる例えば100万円であれば交通費がいくら、宿泊いくら、食事代がいくら、そういう内訳の資料付いていたのですが、最近の添付資料は予算現額、執行済み、それで補正額っていうそういう作りの資料なんですよね。我々が知りたいのは、どのくらいの宿泊費、例えばどういうところに泊まるのかという部分を含めて、そういう内訳の資料がほしいんですけども、これには一切そういうものが全て三つが今回の補正についても、全てそういうものが添付していない。もし資料としてあるのであれば、我々のほうにも配付を願いたいっていう、資料要求含めた部分、一つよろしくお願いします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまのご質問でございますが、これまで議会事務局と協議をしながら、資料の準備をしまいいりました。今後につきましても、ただいま要望がございましたので、事務局のほうと協議をしながら、提出について検討してまいりたいというふうに思っています。

なお、本日資料要求ということでございましたら、この場で議長のほうの確認をいただいて、提出させていただきたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 今回の議案の裏資料は、すぐ用意できるんですか。資料あるから金額が出てきたと思うのですよね。もし資料が配付できるのであれば、暫時、休憩したいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時11分  
再開 午前10時12分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長から会議が終了してから、試算の資料を配付するということの返答がありましたけれども、皆さんそれでよろしいですか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) その積算の根拠の部分を作っていないんだ。あるのであれば、提出できるんじゃないの。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、ご質問がございました資料につきましては、積算資料と

して作ってはございますが、ご要望があった内容については、宿泊場所も含めてということに聞き取ったんですけれども、そうなりますとそこをいれてコピーを取りたいというふうに思いますので、この席ですぐ指示ができないものですから、終わり次第指示をして、調整を図ってその上で皆さんに配付をしたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時14分  
再開 午前10時17分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
資料配付まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時17分  
再開 午前10時29分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
皆さんのお手元に、資料が配付になったと思います。  
質疑、そのほかにございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 議長、確認なんですけれども、この資料の件に関しては、一応打ち切りでよろしいんですか。わかりました。

私のほうで一つ、お尋ねしたい点がございます。

資料1の1ページの引取者のない死亡者の葬儀に関わる補正予算ということで、資料出ています。先ほどいまその資料にもありましたけれども、子ども達が一生懸命頑張って、我が町のPRを兼ねて頑張らせていただいていることに関しては、本当に先生含めて敬意を表したいなと思っています。

そういう中で一方では、こういう残念な死亡の関わる予算が出てきているというなのがやはり少子高齢化の中で、こういう形の出ざるを得ないのかということも頭によぎりますけれども。この中で、町民課の課長はどの程度まで把握されているかわかりませんが、我が町の扱いもいろいろあると思うのですけれども、町内会単位だとかあると思うのですけれども、こういう身寄りのない独居老人的な人数体制っていうのは把握されているのでしょうか。いろんな拾い上げされているかとかまず1点、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田廣之君) 新井田議員からのご質問でございます。

身寄りのないこのような独居老人等の数だとか、そういうのは町民課としては把握はしておりません。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 私が議員となって、以前は北朝鮮の問題だとかこういう絡みで、予算とか補正組んだことありますけれども、一般の住民の中でこういう形になったっていうのは記憶はないのですけれども、おそらくはじめてなんですけれども、おそらくこれからはど

うなんでしょうか。憶測にもありますけれども、やはりこういう事態が必ずと言えれば変ですけれども、出る可能性は今後多いだろうというふうに憶測はしているんですけども、ある種やはりそういう部分も含めた中で、行政主導である程度町内会単位というのも先ほど私言葉に出しましたけれども、そういう拾い上げもやはり必要でないのかなと思うのですね。

何らかの形で行政としてもあるいは町内会の行政主導の中で、町内会に働きかけるとか、おそらくやっているところもあると思うのですけれども、こういうことも私は必要かなってというような認識を持ったんです。だから、これはこれで非常に手続き上いろいろあるんですけども、行政としてやらざるを得ない、これは仕方ないんですけども、プロセスですよ。本当に身寄りのないかたっていうのは、どうしても何と云うのですか、ある種言葉もかけられない、そういう効率的な感覚的なものがあるのですけれども、やはりある程度行政指導の中でそういう一つでも長生きしてもらうための施策というか町内会に頼むとか、あるいは行政でこうするとかっていうようなことがあってもいいと思うのですけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいまのご質問でございます。

身寄りのないかたが今回お亡くなりになって、町のほうでも親戚関係については、調べることはできたのですが、なかなか引き取っていただくというような状況になっておりません。

また、戸籍を調査をしていくということになると、これが時間がかかるんですね。そういった引き取り手が出てくるケースもあろうかとは思っております。このあとの調査次第によっては、ただ、現行やはり弔いをするということが先ですので、埋火葬法あるいは今回の国の法律で、身寄りのないかたについては、補助を出すというような手続きもございますので、今回はそれを利用するという事にいたしました。

また、町内にはこういったケースが今後もないとは言えませんので、ただ個別に調査をするというのはなかなか難しいところがございますので、ただいま議員のおっしゃいましたように、町内会さんですとかあるいは地域活動をしていただいている福祉の地域活動をしていただいている民生委員さんなどに、これは完全に情報を掌握するという事は難しいのですが、できるだけご近所活動なんかをする中で、情報が得られればというふうに思っておりますので、町内会の会長さんの会議あるいは民生委員協議会の会議の中で、要請をしてみたいというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** ほかにございませんか。

3番 鈴木慎也君。

**○3番(鈴木慎也君)** 3番 鈴木です。

いま新井田議員と同じように、身寄り引取者のない死亡人の件について、質問させていただきます。

前回、9月の議会で私、合同納骨塚の一般質問をさせていただきました。そういった意味では非常に今回の補正予算、1ページの資料を拝見させていただきましたけれども、墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項と2項につきましては、もちろん理解しているところではございます。

その中で、この事案発生した時の説明資料のあり方という部分について、担当課に確認したいと思っております。補正予算の理由・内訳については、この資料で理解はするのですけれども、

このほかに例えば個人情報にしっかりと配慮しながらも、ある程度の説明資料若しくは今後の資料のあり方という意味では、情報をしっかりと管理するという観点からも、ある一定のフォーマット等でそういう資料があったほうが補正予算の資料としては、ふさわしいのではないかなという部分に思いますので、その辺りの確認を1点と、あとこちらのその後の遺骨のあり方についてでございます。この金額の中に永代供養代も入っているのかどうなのか、その辺りのその後の取り扱いについても説明できる範囲で構いませんので、ご説明のほうをお願いいたします。以上、2点お願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町民課長。

**○町民課長(吉田廣之君)** 鈴木議員のご質問にお答えします。

亡くなったかたにつきましては、やはり個人情報等がありますので、それに配慮した中で情報について、お知らせいたします。亡くなったかたにつきましては、町内に居住する73歳の男性でございます。独居です。このかたは10月の9日に亡くなりました。妻が既に死亡しております。子もおりません。祖父母も既に亡くなっているということで、亡くなった時点で、身寄りが無いということで、町で火葬等を行っております。

今後、同じような案件が出ましたら、個人情報等に配慮しながら、個人の内容と言いますか出せる内容につきまして、資料のほうに記載をしていきたいと思っております。

それともう一つ、亡くなったかたの遺骨についてというご質問がございました。それについては、札苧のお寺さんのほうにお預かりをしていると。その料金についても今回の補正予算の葬祭費の中に含まれております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 鈴木慎也君。

**○3番(鈴木慎也君)** 鈴木です。

町民課長の答弁で理解いたしました。先ほど、副町長のほうからも弔いという説明がありました。本来であれば、独居老人のかたが1人で亡くなられて、そして身寄りが無いということで、非常に悲しいことではありますが、そういった事案が発生してしまう時代なんだなと。そこはやはりしっかりと理解、認識しなきゃいけないなと思っております。その上で、町民課長に質問させていただきました。ですので今後、この部分に関しまして、先ほど私が最初に質問させていただきました、しっかりと情報を丁寧に管理するという観点からもフォーマット等の資料を検討していただければなと思っております。先ほどのご答弁のように、個人情報にしっかりと配慮した形で、資料化ということも検討していただきたいと思っております。以上です。答弁はいいません。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第2号 動産(物品)の取得について

**○議長(又地信也君)** 日程第4 議案第2号 動産(物品)の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程となりました、議案第2号 動産(物品)の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび提案する取得につきましては、予定価格が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例(昭和39年条例第11号)第3条の規定に基づき、動産の取得をするため、議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産は、防災資機材一式、取得価格は、5年間の利子12万328円をあわせ、5,264万5,328円、取得の相手方は、北海道備荒資金組合でございます。

このたびの動産取得につきましては、本年9月の第3回定例会で予算補正議決をいただきました、庁内LANシステムの更新に係るもので、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、取得しようとするものでございます。

以上で、提案理由を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 動産(物品)の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第5回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

( 午前10時45分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月21日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

署 名 議 員 鈴 木 慎 也